

横浜事件第四次再審の完全無罪判決を求める

二月十七日、横浜地裁第二刑事部で第一回公判が開始された横浜事件第四次再審は、「事件は虚構以外のなにものもなく」「正義を貫くためには無罪判決以外にない」と主張した、元被告小野康人氏とその夫人小野貞さんの口述書や拷問の実態を記録したビデオの証拠調べをして結審した。そして、判決公判は三月三十日となった。

横浜事件は、あまりにもひどい拷問の故に戦後、一部の特高警察官が公務員暴行陵虐罪で有罪判決を受け、また裁判所自らが責任を隠蔽するために裁判記録を焼却するなど、特高警察、思想検察と裁判所、そして弁護士も法をまげたという、正義と公正の実現という司法の根幹に関わる諸問題が明らかになった事件である。再審公判において、裁判長が裁判記録の焼却は、「不都合な理由で破棄したとみられ遺憾」の意を表明したことは当然のことである。

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟は、平和と民主主義、言論・表現の自由、思想・良心の自由を根底から弾圧・蹂躪した治安維持法を弾劾して、その数、数十万人といわれる治安維持法犠牲者に対する国の謝罪と賠償を要求して、『戦後補償』実現の先駆けとして活動する組織として、横浜事件の元被告小野康人氏に完全なる無罪判決がなされることが当然と考える。

横浜地裁第二刑事部は再審裁判所として、横浜事件における戦前の司法の戦争責任と人道に反する罪の責任を深く自覚されて、もと被告に対する無罪判決をなされるよう求めるものである。

二〇〇九年二月十七日

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟中央本部